

第4回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月27日（金）午後4時00分から午後4時30分

2 開催場所 出雲崎町

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	3番	内藤 仁
会長職務代理者	2番	諸橋 清隆
委員	1番	岡田 美由紀
	4番	丸山 百合江
	5番	中野 正啓

農地利用最適化推進委員（5人）

田口 正明
丸山 国夫
田口 貞夫
服部 隆
加藤 和一

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第3 議案第1号 農業経営基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

第4 議案第2号 出雲崎町農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 矢島 則幸

事務局主任 和田 拓也

7 会議の概要

事務局 ただいまから第4回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席していますので、総会は成立しております。このまま総会を

進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議 長 それでは、1 番 岡田委員、2 番 諸橋委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の和田主任を指名いたします。

議 長 諸般の報告は特にありませんので議事に入ります。

議 長 それでは議事に入ります。報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より説明願います。

事 務 局 報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、ご説明いたします。議案書の 1 ページをご覧ください。このたび、合意解約が通知が 1 件ございます。

事 務 局 【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 耕作者の変更に伴う合意解約となります。説明は以上です。

議 長 ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、報告第 1 号について終了いたします。

議 長 続きまして、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてですが、〇〇委員に関する事項がありますので、その審議を先に行います。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案番号の終了まで〇〇委員の退席を求めます。

～〇〇委員退席する～

事 務 局 議案第 1 号について説明します。
議案第 1 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用

集積計画の決定について、このたび9件の申請がありました。〇〇委員に関するものは番号8及び番号9になります。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 なお、申出書の内容を確認した結果、受け手となる農業者につきましては全員、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号のうち番号8及び番号9について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第1号のうち番号8及び番号9について許可決定します。ここで〇〇委員の除せきを解きます。

～〇〇委員が入室する～

議長 退席されていた委員に報告します。議案第1号の内、番号8及び番号9については、許可されました。続きまして、番号1から番号7について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号の内番号1から番号7について説明します。

事務局 【議案書に基づいて内容を説明】

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

諸橋委員 番号4と番号5については、圃場の一部であるが残りの場所はどうなるのか。

事務局 残りの場所は地権者が違い、そちらは中間管理機構を利用する意向のため、次回以降お諮りします。

議長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号のうち番号1から番号7について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第1号のうち番号1及び番号7について許可決定します。続きまして、議案第2号出雲崎町農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号出雲崎町農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について説明いたします。本計画は優良な農地を保全するために定められたものであり、その内、集団性が高く農地利用に適している場所として市町村が指定した区域を農用地区域といたします。この農用地区域では原則として農地転用ができません。この度、〇〇より施設の移転計画のため、農用地区域からの除外を求める申請が町当局にありました。今回、この農用地からの除外に係る計画変更申請を町当局が行うにあたり意見を求められたものであります。それでは、議案書の4ページをご覧ください。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 続きまして、除外要件の判断基準をご覧ください。

【除外要件を確認】

説明は以上です。審議をお願いします。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について同意することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第2号は同意といたします。

議 長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもしまして出雲崎町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和5年10月27日

議 長 ⑩

議事録署名委員
1 番 ⑩

議事録署名委員
2 番 ⑩